農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

志　摩　市

1　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2　促進計画の目標

（1）現　状

農地は山に囲まれた狭い谷地田と海岸沿いに開けた排水不良の湿田が多く、狭小であり機械効率が悪いなどの悪条件や農業従事者の減少や高齢化等により荒廃地化が進んでおり、山間部に隣接または山間部の農地であるためサルやイノシシなどの獣害も多く、耕作放棄地の増加に拍車をかけている状況となっている。

また、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス式海岸の特徴的な美しい自然を有し、自然の恵みによって豊かな日常生活が営まれており、新しい里海創生によるまちづくりを推進するため、将来にわたり環境への負荷の低減に配慮した農業を推進していくことが必要である。

（2）目　標

（1）を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号（多面的機能支払）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	志摩市全域	第３条第３項第１号に掲げる事業

4 法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。